**佐賀県告示第282号**

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第１項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和８年 10 月 28 日から施行する。

令和８年 10 月 27 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　知事指定薬物の名称

(1)　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称名：5-MeO-MET）及びその塩類

(2)　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称名：N-Desethyl-protonitazene）及びその塩類

(3)　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート（通称名：2-F-tropacaine）及びその塩類

２　指定の理由

条例第２条第６号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。